

会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第36条の規定に基づき、この法人(以下「財団」という。)の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 財団の目的、事業に賛同する者は、理事長の承認を得て会員となることができる。

2 会員は、個人会員と法人会員とする。

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(年会費及び入会金)

第4条 会員は、入会するときに入会金及び年会費を、以後毎年度年会費を納入しなければならない。

一 入会金は、会員種別に応じて次のとおりとする。

イ 個人会員 10,000 円

ロ 法人会員 100,000 円

二 年会費は、会員種別に応じて次のとおりとする。

イ 個人会員 10,000 円

ロ 法人会員 1口 50,000 円

2 年会費の支払いは、毎年4月12日(その日が休日又は祝日にあたるときは、それに次ぐ最初の銀行営業日)とする。支払い方法は、下記の各号のとおりとする。

一 入会金及び年会費の支払いは、会員の預金口座から財団が年会費収納事務を委託した者の預金口座への口座振替の方法又は財団事務局に持参する方法のいずれかによるものとする。

二 前号前段の方法によるときは、会員は、入会時に財団所定の預金口座振替依頼書に必要事項を記載のうえ、財団事務局に提出しなければならない。

3 前項の場合、既に支払われた入会金、年会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の特典)

第5条 個人会員及び法人会員には、次の特典が与えられる。

- 一 財団が発行する機関誌の配布
- 二 財団が刊行する図書価格の割引
- 三 財団が行う各種研修講座の受講料の割引
- 四 財団が配信する速報メール等の受信

(会費の用途)

第6条 第4条の年会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員特典の停止)

第7条 年会費を支払わなかった会員は、第5条各号に定める特典を受けることができない。

(資格喪失)

第8条 会員は、次の各号に掲げる事由が生じたときにその資格を喪失する。

- 一 退会
- 二 死亡
- 三 団体にあってはその解散
- 四 除名

(退会)

第9条 会員はいつでも、退会届を財団に提出することにより、退会することができる。

2 会員が年会費を3年以上支払わなかったときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する事由が生じたときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。

- 一 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
- 二 財団の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき
- 三 正当な理由がなく年会費を3年以上支払わなかったとき、その他この法人の会員としての義務に違反したとき

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年10月20日理事会議決)